

2023年11月28日(No. 516)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

中国の「外国公文書の認証を不要とする条約」への加入

日本弁護士 尾関麻帆

中国弁護士 黄 苻

III. 中国法令アップデート

- ・愛国主義教育法
- ・違反行為の自発的開示の処理に係る事項に関する公告
- ・商標譲渡手続に関するガイドライン
- ・薬品経営及び使用に係る品質監督管理弁法
- ・行政権力の濫用による競争の排除、制限に係る法執行における事情聴取業務ガイドライン
- ・未成年者ネットワーク保護条例
- ・国家秘密保護法(改正草案)
- ・製品品質法(公開意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー中川裕茂弁護士、スペシャル・カウンセラー松嶋希会弁護士がオンラインセミナーに登壇します。

日時:2023年12月5日(火)15時~17時

主催:株式会社商事法務

台湾有事、法務は今のうちに何をすべきか~ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた予防的法務と契約上の留意点~ [申込頁](#)

<https://www.shojihomu.co.jp/seminar/details?cd=1987&scd=12231205>

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第25回(中国メインランド)

日時:2023年9月21日(木)

「【中国現地法人の刑事リスクマネジメント】「コンプライアンス不起訴」制度の概要と企業対応」

講師:中国弁護士パートナー 屠 錦寧

第26回(中国メインランド)

日時:2023年10月19日(木)

「ポストコロナの対中投資 ~中国進出・撤退の最新法務~」

講師:パートナー弁護士 唐沢 晃平

第27回(中国メインランド)

日時:2023年11月16日(木)

「中国セクハラ規制の最新動向と対応」

講師:中国弁護士 胡 絢静

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「対中投資の基本～進出編～」](#)

11月21日配信

講師：パートナー弁護士 唐沢 晃平

[「中国コンプライアンス不起訴制度」](#)

10月17日配信

講師：パートナー中国弁護士 屠 錦寧

[「中国ステマ広告規制」](#)

9月7日配信

講師：上海オフィス顧問 繆 媛媛

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

中国の「外国公文書の認証を不要とする条約」への加入

日本弁護士 尾関麻帆

中国弁護士 黄 苻

1. はじめに

中国は2023年3月8日付で「外国公文書の認証を不要とする条約」(以下、「認証不要条約」という。)に加入しているところ、同条約は、本年11月7日付で中国において正式に効力が発生することとなった。これにより、中国と当該条約に加入しているその他の国との間において、従前は公的機関が発行する公文書について当該国に所在する提出先国の大使館・(総)領事館の領事による認証が必要であった場面において、代わりに、(より簡易な)アポスティユ(Apostille)を取得することが認められるようになった。日本の会社の登記簿謄本等は中国での行政・司法手続に使用されることが多く、従前は日本の中国ビザセンターでの認証が必要であったところ、当該認証には数週間～1か月の時間がかかることも多かった。これがアポスティユに代替できることになったことにより、手続きは簡便となり、朗報といえる。

本稿では、認証不要条約の主な内容、及び実務上の変化について簡単に紹介する。

2. 認証不要条約の主な内容

認証不要条約は、ハーグ国際私法会議の審議を経て1961年10月5日に正式に発効したもので、その目的は、外国公文書の外交官又は領事官による認証を不要することにより、条約締結国間における外国公文書¹の流通の利便化を図るためである。認証不要条約2条及び3条によると、締結国間においては、いずれかの締約国(以下、「公文書発行国」という。)において作成され、他のいずれかの締約国の領域において提出される公文書について、公文書発行国の主管機関が当該条約の規定に基づき発行するアポスティユを用いて、かかる公文書における署名の真正、署名者の資格及び場合により押されている印影の同一性を証明することができる。

3. 中国の認証不要条約への加入及びその適用範囲

2023年3月8日、在オランダ中国大使が中国を代表して認証不要条約の管理機関であるオランダの外交部に当該条約に加入する旨の加入書を提出したことにより、中国は認証不要条約に正式に加入した。そして、同年11月7日付で中国国内において発効している。なお、中国が認証不要条約に加入する際に行った宣言によると、中国と、中国香港特別行政区およびマカオ特別行政区との間では当該条約が適用されず、また、インドは中国の認証不要条約への加入に異議を申し立てたため、中国とインドの間では、認証不要条約の効力は発生していない点に留意されたい。

¹ 認証不要条約1条では、当該条約に適用する公文書として、①国の司法権に係る当局又は職員が発する文書、②行政官庁の文書、③公正証書、④登記済又は登録済の証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であって、私署証書に付するものが挙げられている。

4. 中国の認証不要条約への加入による変化

(1) 総論

2023年11月7日以降、中国において作成された公文書は、認証不要条約に基づきアポステイーユを取得することにより、他の締約国において使用することができ、中国の領事司²又は地方の外事弁公室による認証及び中国におけるその他の締約国の大使館・(総)領事館の領事による認証が不要となった。これに、ミラーとして対応する形で、他の締約国(i.e. 日本等)において作成された公文書が中国において使用される場合、当該作成国(i.e. 日本)のアポステイーユの取得のみが要求され、日本外務省の公印確認及び当該国にある中国大使館・(総)領事館の領事による認証も不要となった。

中国においては外交部をアポステイーユの主管機関として指定しており、外交部の委任を受けた省・自治区・直接管轄都市レベルの人民政府の外事弁公室及び一部の都市の人民政府の外事弁公室³は、それぞれの管轄内において作成された公文書について、アポステイーユを発行することができる。

日本においては、外務省がアポステイーユの主管機関として指定されており、外務省においてアポステイーユの発行を受けることが可能であるが、都心部の公証役場においては、公証認証と同時にワンストップで、アポステイーユの取得まで可能とするサービスも提供されている。

(2) アポステイーユの適用例

(i) 日本企業の会社登記簿謄本

外国の企業が、中国において現地法人の設立、株式あるいは持分の譲渡等を行う場合、又は中国企業の株主として自身の名称あるいは氏名を変更する場合等において、中国の登記機関へ主体資格証明書⁴を提出することが求められる。日本の場合は、会社登記簿謄本がこれに該当する。

認証不要条約が中国において発効する前は、外国の企業は、当該外国の主管機関から主体資格証明書を取得した後、当該文書を当該外国の公証機関(i.e. 日本であれば外務省)による公印確認及び当該外国にある中国大使館・(総)領事館の領事による認証という手続きを踏まえる必要があった⁵。

認証不要条約の発効後においては、日本も同じく認証不要条約の締結国であるため、中国・(総)領事館の領事による主体資格証明書(会社登記簿謄本)に対する認証が不要となり、その代わりに、日本外務省が発行するアポステイーユを取得すれば足りるということになっている。

上述したように、日本においては、中国大使館における領事認証手続きについては、時期によっては事前予約等が必要であったり、数週間～1か月の時間がかかることも多かったこともあり、時間に余裕を持った対応が必要であった。今後はこの部分において大きな事務的な簡便化が期待できる。

なお、中国における認証不要条約の実務上の実施状況についても、一応の留意は必要である。この点、中国のいくつかの地方市場监督管理局(会社登記機関)に問い合わせをしたところ、2023年11月16日現在において、北京市、深セン市及び広州市は、既に当該条約に従い、領事認証の代わりにアポステイーユの提出でよいとされている。一方で、問い合わせた一部の当局においては、上層部門からの指導がないため、引き続き領事認証を付する必要がある旨の回答もあり、近日中に中国当局に公文書の提出を予定している場合には、

² 領事司は外交部の直轄部門であり、領事関連業務について責任を負う。

³ 外交部のウェブサイトに公布されるリスト(https://www.mfa.gov.cn/wjbxw_new/202310/t20231023_11165858.shtml)によると、アポステイーユを発行できる省・自治区・直接管轄都市レベルの外事弁公室の数が25で、市級レベルの外事弁公室の数が6である。

⁴ 日本会社の場合、主体資格証明書として現在事項全部証明書等が求められることが一般的である。

⁵ なお、従前は、外国企業は、領事認証を取得後、公印確認書、領事認証の証明書がついた主体資格証明書について、中国の資格ある翻訳機関により作成された訳文を同時に登記機関に提出する必要があったが、アポステイーユを付された主体資格証明書についてもそのような翻訳は必要とされると思われる。

慎重を期して提出先当局の対応状況を確認しておくことをお勧めする。なお、在日本中国領事館においては既に 2023 年 11 月 7 日付で領事認証サービスを停止しており、領事認証を取得することは難しく、現実的な対応としては、提出先におけるアポストイーユでの対応が可能となるまで提出を待つことになる可能性がある。

(ii) 中国の司法手続に使用する訴訟関連文書(委任状等)

民事訴訟法 271 条によると、中国の領域内に住所を有しない外国人、無国籍者、外国企業と組織が中国の弁護士その他の人員に中国における訴訟の代理を委任する場合、中国の領域外から送付され又は委託交付される授權委任状は、所在する国の公証機関の証明を得て、かつ当該国における中国大使館・(総)領事館の認証を得た場合、又は中国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有するとされている。

また、民事訴訟証拠に関する若干規定 16 条では、当事者が人民法院に提出する証拠が中国の領域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中国大使館・(総)領事館の認証を得、又は中国及び当該国が締結した関連条約に規定されている証明手続を履行しなければならないと定められている。

そのため、従前、日本企業が中国において訴訟手続き、中国企業の倒産手続きに際して債権届出手続きに関与する場合、授權書類や証拠関係資料等について、日本において公証役場の公証認証、公証認証文言に対する外務省の公印確認、さらに中国大使館の領事認証を経る必要があったが、認証不要条約の発効後においては、上記授權委任状と証拠に関する資料について、公証認証とアポストイーユを付すことで良いことになる。

4. 最後に

上記のように、認証不要条約の発効により、今後中国における当局対応手続きの簡便化が期待できる。もともと、発効後まだ間もないことから、中国においては実務上の事務手続き等の整理等に時間を要している場合もあり得る。提出先によっては、アポストイーユ取得だけでは受理されない可能性もあり、スケジュールがタイトな場合には慎重を期して、事前に中国における提出先に対し提出文書の書式、内容、訳文の要否など、具体的な条件を確認することも考えられる。

以上

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

中国では、2023年10月20日から24日にかけて開催された第14期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第6回会議において、愛国主義教育法や改正海洋環境保護法を含む10件の法律および草案に関する審議が行われ、正式公布・公表に至っている。その中において、注目されるのは、以下の2法令である。パターンリズムの色の強い立法が続く傾向が読み取れる。

愛国主義教育法は、本年6月に草案が公表されていたところ、ついに正式公布された。同法では、教育部が管轄する学校教育現場だけでなく、文化旅行、新聞出版、テレビラジオ、映画、ネット、文物当局など関連部署もそれぞれの責任において愛国主義教育を展開していくことが明確に義務付けられた。特に、各宗教団体、香港・マカオ、台湾や国外の華僑同胞に対する愛国主義教育施策についても規定されているほか、家庭における愛国主義教育(学校と協力して社会活動に参加させる等)まで規定されている点にも目を引く。その他に、中国では、未成年者の心身の健康保護を目的とした法規制が進められつつある。今号の「未成年者インターネットネットワーク保護条例」もその一つであり、未成年者に関するネットワーク上の素養育成、過度なネット依存中毒の防止等について規定している。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<公法>

愛国主義教育法

[ポイント] 中国では、愛国主義教育法の草案は本年6月に提出されていたが、この度4か月程度の審議で可決され、来年1月1日から施行される。法令は全部で5章40条で構成される。中国において、愛国教育の推進は政策目標等において掲げられることもあったが、初めて法律という形で規定された。中国のイデオロギー、歴史、政治、文化等において、教育部が管轄する学校教育現場だけでなく、文化旅行、新聞出版、テレビラジオ、映画、ネット、文物当局など関連部署もそれぞれの責任において愛国主義教育を展開していくことが規定されている。また、各宗教団体、香港・マカオ、台湾や国外の華僑同胞に対する愛国主義教育施策についても規定されているほか、家庭における愛国主義教育(学校と協力して社会活動に参加させる等)まで規定されている点にも目を引く。

[原文] [愛国主義教育法](#) (中華人民共和國主席令第13号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常務委員会 (全国人民代表大会常務委員会)

2023年10月24日公布、2024年1月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

<貿易・税関>

違反行為の自発的開示の処理に関する事項に関する公告

[ポイント] 中国の税関当局は近年、税関が企業の違反行為を発見する前に、企業が自発的にその違反を開示し是正した場合には処罰を免除又は軽減するという自発的開示制度の構築に注力してきた。本公告は、その一環として、本ニュースレター第501号(2022年8月号)で紹介した税関総署公告2022年第54号

(税にかかわる規則違反行為の自発的開示の処理に係る事項に関する公告、以下「54号公告」という。)を以下のように修正したものである。【免除・軽減と明記】

54号公告と比べて、本公告の最も顕著な特徴は、自発的開示制度の適用を「税にかかわる違反行為」以外の違反行為にも拡大した点にある。例えば、税関行政処罰実施条例15条1号、2号に定める違反行為(輸出入貨物の申告漏れ)、同条例18条に定める違反行為(税関の管理監督下にある貨物の無断譲渡など)、検査・検疫にかかわる違反行為も、自発的開示制度の適用を受けることが可能になった。なお、新規に追加された各違反行為に自発的開示制度が適用される条件は、本公告各条に規定されている。

また、54号公告において、税にかかわる違法行為についての自発的開示は、違反行為の発生日から1年以内になされる必要があったが、本公告により、当該期限が「2年以内」に延長された。

[原文] [关于处理主动披露违规行为有关事项的公告](#) (海关总署公告2023年第127号)

[公布/公表機関] 税関総署 (海关总署)

2023年10月8日公布、2023年10月11日施行

執筆担当: 日本弁護士 張超鵬

<知的財産権>

商標譲渡手続に関するガイドライン

[ポイント] 商標法42条に、商標譲渡が定められている。本ガイドラインの主な目的は、商標譲渡による混同惹起その他の悪影響を防ぐことにある。

本ガイドラインでは、混同惹起その他の悪影響を生じやすい譲渡行為として、主に、①地名を含む商標を当該地域以外の譲受人に譲渡し、商標譲渡後、商品の産地、出所について誤認や混同を生じやすいこと、②企業名称を含む商標を他社に譲渡し、当該商標の使用が消費者に混同を生じさせやすいこと、③特別の意味を有する商標を譲渡し、当該譲渡は中国の政治、経済、文化、宗教、民族その他の社会公共利益又は公序良俗に悪影響を及ぼし得ること、④商標を大量に保有する譲渡人が正当な理由なく、若しくは使用に関する証拠を提供できず、又は使用する意図を説明できずに、幾度も多数の譲受人に商標を譲渡したことを取り上げている。混同を生じやすい商標譲渡申請、又はその他の悪影響を及ぼす譲渡行為申請については、知的財産権局は当該申請を認めないとされている(商標法42条3項)。

また、本ガイドラインは、譲受人は、商標を譲り受ける際に、当該商標について、①無効事由又は取消事由が存在するか、②質権が設定されているか、③裁判所により保全されているか、④使用許諾が付与されているか、⑤出願中であれば、拒絶査定事由等が存在するかを確認しておくべきであると注意喚起を促している。

[原文] [关于商标转让程序的指引](#)

[公布/公表機関] 国家知識産権局 (国家知识产权局)

2023年9月25日公布、同日施行

執筆担当: 中国弁護士 李芸

<経済諸法>

薬品経営及び使用に係る品質監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は、薬品管理法やワクチン管理法に基づき、より効率的・迅速に販売ライセンスの発給管理を行うとともに、流通における品質管理や監督管理の徹底を目的として制定された。2024年1月1日から施行される。

具体的には、医薬品の販売(卸売・小売)ライセンスの発給のための、許可条件、申請書類や審査フローは従前は明確でないところが実務上多々見られたが、これを明確化している。また、乙類OTC医薬品の販売にのみ従事する場合には、条件に合致すれば、当日での販売ライセンスの発給も可能とされた。

一方で、MAH(医薬品市販承認取得者)や販売会社の薬品販売過程における品質管理責任を細分化し、かつ厳格化している。また、医薬品の品質管理に対する行政当局側(中央、省、市・県等)の監督(職責)権限も明確にするものである。

[原文] 药品经营和使用质量监督管理办法 (国家市場監督管理総局令第 84 号)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市場監督管理总局)

2023 年 9 月 27 日公布、2024 年 1 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

行政権力の濫用による競争の排除、制限に係る法執行における事情聴取業務ガイドライン

[ポイント] 本法令は、行政権力の濫用により市場競争の排除や制限を行いうる行政機関や公共事務を管理する権限を付与された組織に対し、独占禁止調査機関である市場監督管理部門が事情聴取を実施する際のガイドラインである。今年 4 月に独禁法の重要な関連規定として行政権力の濫用による競争排除、制限行為の制止に関する規定が公布され、事情聴取制度が新たに明文化されたとともに、本法令では当該制度の運用について詳細に規定されている。その主要な点は以下のとおりである。

1. 事情聴取の対象

行政権力の濫用により市場競争の排除や制限を行いうる行政機関や公共事務を管理する権限を付与された組織の法定代表者又は責任者を事情聴取の対象とする。

2. 事情聴取の時期

立件前、調査期間中、調査完了後のいずれの時期でも、事情聴取を実施することができる。

3. 事情聴取の実施部門

独占禁止調査機関である市場監督管理部門は単独で事情聴取を実施することも可能であるが、市場監督管理部門の調査対象の関係上級機関又は他の部門を招聘して共同で実施することもできる。必要があれば、マスコミ、業界団体、専門家等を招聘して事情聴取に列席させることも可能である。

4. 事情聴取の効果

事情聴取後、調査対象は合法性、実施可能性及び有効性を有する是正措置を提出する必要がある。市場監督管理部門は当該是正措置の実施状況を監督し、調査対象に対し実施状況の報告の提出を要求することも可能である。是正措置の実施により違法行為が是正されたと認められる場合、調査対象が自発的に競争排除、制限行為を停止したとみなし、市場監督管理部門は調査を中止する。

上記の事情聴取は、主に行政権力を有する行政機関や組織に対する調査手段であり、通常の民間企業は対象外だが、日系企業の取引先として行政機関や公共事務を管理する権限を付与された組織もあるかと思われる。本ガイドラインは、もともと事実上存在した事情聴取制度を明文化したものであるが、当局による行政権力の濫用による競争の排除、制限に係る法執行の厳格化の表れともみられ、制度上重要なガイドラインである。

[原文] 濫用行政権力排除、限制競争執法约谈工作指引 (国市監競協発(2023)93号)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市場監督管理总局)

2023 年 10 月 23 日公布、同日施行

執筆担当: 北京事務所顧問 李彬

<社会法>

未成年者ネットワーク保護条例

[ポイント] 本条例は「未成年者保護法」、「ネットワーク安全法」、「個人情報保護法」等の法律に基づいて未成年者の心身の健康に良好なネットワーク環境を整備し、未成年者の合法的な権益を保障するために制

定されたものである。本条例は、大きく分けて①ネットワークの素養の促進、②ネットワーク情報の内容の規範化、③個人情報ネットワークの保護、④過度なネット依存の防止について規定している。

①については、ネットワークの素養についての教育を学校教育に取り込むこと、地方人民政府が公益的なネットワーク接続サービスを提供する公共文化施設の建設を強化し、未成年者がネットにアクセスする条件を改善すること等を定めつつ、未成年のユーザー数が多い、又は未成年者のグループが顕著な影響を有しているネットワークプラットフォームサービス提供者が履行すべき義務について具体的に定めている。

②については、いかなる組織及び個人もわいせつ、ポルノ、暴力、カルト、迷信、賭博、自殺幫助、テロリズム、分裂主義、過激主義等未成年者の心身の健康を害する内容を含むインターネット情報を作成、複製、頒布、流布してはならない、という原則を述べつつ、ネットワーク製品及びサービスの提供者はこれらの情報の作成、複製、頒布、流布することを防止するための有効な措置を講じることを義務付けているほか、これらの情報を発見した場合には直ちに関連する情報の伝送を停止し、削除、遮蔽、リンク切断等の措置を取り、これらの情報の作成、複製等を行ったユーザーに対して警告を行う、機能を制限する、サービスを一次的に停止する、アカウントを閉鎖する等の措置を採らなければならないと定めている。

③については、ネットワークサービス提供者は未成年者に情報頒布やインスタントメッセージ等のサービスを提供している場合には、未成年者又はその保護者に正しい身分情報の提供を求めなければならないと定めており、また、未成年者又はその保護者に対して不必要な個人情報の処理行為に同意することを強制してはならない旨定めている。さらに、未成年者又はその保護者が未成年者の個人情報の閲覧、複製、修正、補充、削除を求めた場合、個人情報の種類、数量等閲覧等するための便宜を図らなければならない、合理的な請求に制限を加えたり不合理な条件を設けてはならない。これらの請求を拒絶する場合には書面で告知し、申請者に対して理由を説明しなければならないと定めている。

④については、ネットワーク製品及びサービスの提供者はユーザーがネットに依存することを防ぐ制度を確立し、未成年者に対して依存性の強い製品やサービス等を提供してはならない旨を定めている。また、ネットゲーム、ネット実況、ネットストリーミング、SNS等のネットワークサービス提供者は未成年者モードを設置し、使用時期、時間、機能及び内容等について国家の関連する規定又は基準に応じて相応のサービスを提供しなければならないと定め、未成年者の1回の消費金額又は1日の消費金額を合理的に制限しなければならないと定め、未成年者に対してその民事行為能力に合致しない有料サービスを提供してはならない旨定めている。

[原文] 未成年人网络保护条例（中华人民共和国国务院令 第766号）

[公布／公表機関] 国务院（国务院）

2023年10月16日公布、2024年1月1日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

草案・意見募集稿等

国家秘密保護法(改正草案)

[ポイント] 2023年10月20日から24日にかけて開催された第14期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第6回会議において「国家秘密保護法」の改正草案に関する議論が行われた。国家秘密保護法は1988年に制定され、2010年に改正がなされているが、この度改正がなされれば13年ぶりとなる。

本改正草案においては、中国共産党が国家秘密保護業務を指導し、総体的国家安全観を堅持すること等が強調されるとともに、国家秘密保護に関する中央政府の職責の明確化や、国家秘密に関与する国家機関・単位における秘密保護業務について整備すべき責任体制の要件の詳細化がなされている。また、秘密保護にかかる広報・教育の強化、秘密保護科学技術の研究・応用の支援、秘密保持精鋭グループの組成と専門人材の育成の強化といった事項に関する規定の新設や文言の追加がなされている。国家秘密を含む電子文書には国家秘密の標示をしなければならないといった国家秘密の管理実務に関する変更も加えられている。

本法には、私人間の交流及び通信において国家秘密に言及することを禁ずると定めた一般的な条項も含まれているが、本改正草案ではその点に関する修正は予定されていない。また、本法は、同規制に関する違反の効力について、法に基づき処分を行い、犯罪を構成する場合は刑事責任を追及する、と定めるのみであったが、本改正草案では違法所得が生じている場合は違法所得を没収するという新たな文言が追加されている。

本改正草案は、直接的には、私人間の国家秘密への言及に対する取り締まりを強化するものとはいえないが、本法のこのタイミングでの改正は、昨今の中国の国家安全保護の強化に関する動きを反映するものと考えられる。本法の改正を契機に中国におけるスパイ活動の取締等がさらに強化される可能性もあるため、意見募集終了後の本法の具体的な改正の内容及びその影響については注視を要する。

[原文] 保守国家秘密法（修订草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委會）

（意見募集期間：2023年10月25日～2023年11月23日）

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

製品品質法(公開意見募集稿)

[ポイント] 2023年10月18日、国家市場監督管理総局から製品品質法(意見募集稿)が公布された。製品品質法は、1993年に制定され、これまで2000年、2009年及び2018年に計三回の改正が行われた。今回の四回目の改正は、事業者の主体責任の徹底及び製品品質の管理制度の整備を目的として行われた。意見募集稿における改正は、主に以下のとおりである。

1. 適用対象者の拡大

中国における生産、販売等の事業活動及びその監督管理に適用されると規定し、生産者、販売者などを含む事業者の製品品質に関する義務について具体的に定めた。事業者の定義が追加され、営利を目的として、製品やサービスを提供する組織または個人を指している。具体的に生産者、販売者以外に、製品の保管及び輸送業者、ネットワーク販売者、電子商取引の第三者プラットフォームサービス提供者等(略)を含む。また、輸入者の義務については、生産者、販売者に関する規定を適用することとした。

2. 事業者の製品品質義務の明確化

意見募集稿は、生産者、販売者の製品品質の安全保証義務を明確にし、「生産者、販売者は、その生産、販売する製品に人身、財産の安全を脅かす不合理な危険がないことを保証しなければならない」と規定している。また、生産者、販売者の製品品質安全事故報告義務、欠陥製品リコール義務、製品品質安全トレーサビリティ義務を追加している。加えて、製品の保管・輸送事業者、電子商取引の第三者プラットフォームサービス提供者、オフラインの第三事業者、サービス業事業者などの他の事業者に対する品質関連義務を追加している。

3. 「高い品質促進と高品質なインフラ」と題する章の新設

国務院市場監督管理部門と各級地方政府による品質向上活動における職責を明確にしている。事業者、大学、科学研究機関、金融機関などが質の高い技術革新、優秀な人材の養成、質の高い評価、質の高い融資・信用補完などの活動を展開することを奨励している。

4. 法的責任の細分化、行政処罰の強化

各種の違反行為に対する罰則を明らかにし、違反行為に対する過料の大幅引き上げなどの罰則強化についても規定している。例えば、「違法生産、販売された製品の価値の30%以下の過料」を「違法生産、販売された製品の価値の50%～300%以下の過料」に修正した。

[原文] 产品质量法（公开征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市場監督管理总局）

（意見募集期間：2023年10月18日～2023年11月18日）

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com